

3月17日(金)オープン 歌舞伎町観光バス駐車場 違法駐車をなくし 歩行者の安全を確保します

歌舞伎町に東京都道路整備保全公社が運営する観光バス駐車場がオープンします。今後、区ではバス事業者等に駐車場の利用を働きかけるとともに、警察署と連携して違法駐車を取り締まりを強化するなど、歩行者の安全対策を進めます。

●歌舞伎町観光バス駐車場

【所在地】歌舞伎町2-20-21

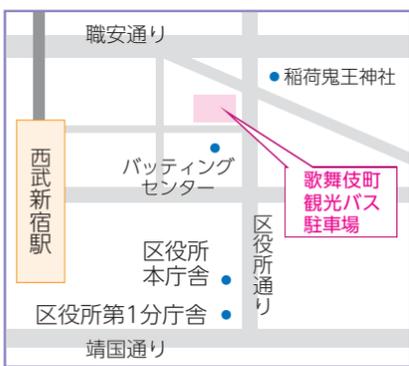
【営業時間】午前9時～午後5時(365日営業)

【収容台数】大型バス9台

※利用は予約優先です。利用方法等詳しくは、東京都道路整備保全公社のホームページ(<http://www.tmpc.or.jp/>)でご案内しています。

【問合せ】東京都道路整備保全公社 ☎(5381)3388へ。

【区の担当課】文化観光課にぎわい創出等担当(本庁舎4階) ☎(5273)4220



第五福竜丸が受けた水爆実験による被害を通して、原水爆や放射能の恐ろしさを学び、命や平和の尊さを考えます(講師は市田真理・都立第五福竜丸展示館学芸員)。

第一部 平和講演会「第五福竜丸は航海中」

原爆で亡くなった息子が母の前に亡霊となって舞い戻り、交流する物語です(監督/山田洋次、主演/吉永小百合、二宮和也、2015年、2時間10分)。



第一部 平和映画会「母と暮せば」

平和の大切さを一緒に考えてみませんか。当日直接、会場へおいでください(先着120名)。

【日時】3月12日(日)午後1時～4時30分(午後0時30分開場)
【会場】大久保地域センター
【問合せ】総務課総務係(本庁舎3階) ☎(5273)3505・FAX(3209)9947へ。

3月12日 新宿区平和啓発事業 平和講演会・映画会 「語り継ぐ、いのちの大切さ」

自治フォーラム2017 新宿区のまちの魅力とブランドづくり

新宿自治創造研究所の研究成果を報告し、区の政策課題を考えるためのフォーラムです。
新宿区がいつまでも「住みたい」「訪れたい」と思えるまちであるためのまちの魅力と「新宿ブランドづくり」を考えます。
【日時】3月18日(土)午後1時30分～4時30分(午後1時開場)
【内容】講演「地域ブランド戦略とこれからの新宿区」(講師は牧瀬稔/地域開発研究所 所長 主任研究員)
パネルディスカッション(パネリストは牧瀬稔、小林裕和/㈱JTBグローバル事業本部、大森徹哉/新宿御苑、四谷タウンス誌「JG」発行人、菊地加奈江/新宿観光振興協会 事務局長、コデーネーターは金安岩男/慶應義塾大学 名誉教授・新宿自治創造研究所 所長)
【会場・申込み】当日直接、新宿文化センター(新宿6-14-1)へ。先着150名。手話通訳があります。
【問合せ】新宿自治創造研究所 ☎(3365)3474・FAX(3365)3472へ。

新たな給付金の申請受け付けを始めます 臨時福祉給付金(経済対策分)

対象者には**3月8日(水)**から
申請書兼請求書を順次発送します

支給額
1人に付き
15,000円

給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」に 十分ご注意ください



新宿区の職員が区民の皆さんに直接、臨時福祉給付金などに関する電話や訪問をしたり、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることはありません。また、携帯電話等に給付金に関するメールを送って返信を求められることもありません。不審な電話・メールなどには十分ご注意ください。

平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴い、特別区民税が課税されていない方に支給する「臨時福祉給付金(経済対策分)」についてお知らせします。

【問合せ】新宿区臨時福祉給付金等対策室(本庁舎6階) ☎(5273)4351・FAX(5273)4366へ。

対象 平成28年度の特別区民税が課税されていない方

平成28年1月1日現在、新宿区に住民登録があり、28年度の特別区民税(均等割)が課税されていない方(下表参照)

※均等割が課税される方の扶養親族、生活保護を受給している方等は対象になりません(生活保護を受給している方等については、保護基準等の改定で消費税率の引き上げによる負担増に対応しています)。

表 特別区民税(均等割)が課税されない所得・収入の目安(参考)

給与所得者			公的年金受給者			
区分	所得額	27年中の給与収入の目安	区分	所得額	27年中の年金収入の目安	
単身	35万円	100万円	単身	65歳以上	35万円	155万円
夫婦(1)	91万円	156万円		65歳未満	35万円	105万円
夫婦子1人(2)	126万円	205万9,000円	夫婦(1)	65歳以上	91万円	211万円
夫婦子2人(3)	161万円	255万9,000円		65歳未満	91万円	171万3,000円

()は扶養親族等の人数

()は扶養親族等の人数

申請受付期間

3月9日(木)～9月8日(金)

申請方法

申請書兼請求書がお手元に届いたら、必要事項を記入の上、添付書類(※)とともに返信用封筒で返送してください。直接お持ちいただく場合は、新宿区臨時福祉給付金等対策室(本庁舎6階)で受け付けます。3月9日(木)～4月7日(金)(3月17日(金)を除く)は、第1分庁舎1階ロビーに設置する受付窓口でも受け付けます(土・日曜日、祝日を除く)。

※添付書類には、給付金の振込先の口座を確認する「通帳またはキャッシュカードのコピー」、代理申請の場合は代理人の本人確認書類(運転免許証等のコピー)などがあります。詳しくは、申請書兼請求書に同封の申請案内をご確認ください。

申請手続きなどのお問い合わせは

新宿区臨時福祉給付金等専用コールセンター

☎0120(78)9292(無料)

【開設期間】3月9日(木)～9月29日(金)(土・日曜日、祝日等を除く)

※3月11日(土)・12日(日)、3月18日(土)～20日(祝)は開設

【受付時間】午前9時～午後5時(火曜日は午後7時まで)

コールセンターでは給付金の制度、申請方法、申請書兼請求書や支給決定通知書の発送状況について、オペレーターがご案内します。

「実際に給付金の対象になるか」など個別の内容は、新宿区臨時福祉給付金等対策室へお問い合わせください。

申請受け付けを間もなく終了します

※上記臨時福祉給付金(経済対策分)とは別のものです。

申請は
2月28日(必着)
まで

臨時福祉給付金

【支給額】1人に付き3,000円

年金生活者等支援臨時福祉給付金 (障害・遺族基礎年金受給者向け)

【支給額】1人に付き30,000円

対象となる方には申請書をお送りしました。まだ申請していない方は2月28日(必着)までにご提出ください。期限までに申請することが難しい場合は、新宿区臨時福祉給付金等対策室へご相談ください。